

長岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が大手通り地下駐車場の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市大手通り地下駐車場の料金徴収等に関する条例（平成22年長岡市条例4号）第14条第3項の規定により告示します。

令和7年3月26日

長岡市長 磯田 達伸

1 供用時間及び取扱時間

(1) 供用時間

終日

(2) 取扱時間

入場及び出場の取扱時間は、午前7時から午後10時までとします。

2 休場日

なし

3 供用時間及び取扱時間並びに休場日を定める期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで